

平成26年（行ウ）第16号、平成29年（行ウ）第10号

判決理由要旨

1 本件は、生活保護法に基づく生活扶助の支給を受けている原告らが、平成25年及び平成27年の厚生労働省告示に基づいてされた保護基準の改定に伴う支給額の減額を内容とする保護変更決定が違法であるとして、その取消しを求めるとともに、各自1万円の損害賠償金の支払を求める事案である。

当事者間では、保護基準改定をした厚生労働大臣の判断に裁量権の逸脱濫用があったかが主たる争点として争われている。具体的には、厚生労働大臣が有する裁量権の範囲、保護基準改定の中できめたいわゆるデフレ調整やゆがみ調整が不合理であるか、手続などに違法があったかが、主たる争点として争われている。

2 審理の結果を踏まえ、当裁判所がした判断の骨子は以下のとおりである。

(1) 生活保護法が保障する健康で文化的な最低限度の生活とは、抽象的かつ相対的な概念であって、その具体的な内容は、その時々における経済的・社会的条件や、一般的な国民生活の状況等との相関関係において判断決定されるべきものである。生活扶助基準の改定を行う場合、改定を行う必要性について、いつ、どのようにしてその判断をするか、改定後の生活扶助基準に基づく生活水準をどのように認定判断するかについては、厚生労働大臣に、専門技術的かつ政策的見地からの裁量権がある。

(2)ア 厚生労働大臣は、保護基準改定において、いわゆるデフレ調整をしたこと、生活保護における保護基準が、最低限度の生活の需要を満たすのに必要なものでありつつ、過分なものであってはならないとされていること（生活保護法8条2項）、平成19年に、生活扶助基準が高めであるとの報告が学識経験者等によって構成される検討会からされ、さらに、平成20年以降、世界的な金融危機を契機として、賃金、物価及び家計消費が継続的に下落するデフレ状況があったこと、しかし、生活扶助基準の見直しはされず、その結果、生活保護受給世帯の可処分所得が実質的に増加している状況

にあったことからすると、同大臣が、デフレ調整をする必要性があると判断したこと自体は合理的にして正当なものであったというべきである。

そして、同大臣が、消費者物価指数を前提に、生活保護受給世帯における支出が想定されていない支出（生活扶助以外の扶助で賄われる家賃、教育費、医療費など）などを除く指数组目を前提に、生活扶助相当CPIを算出することとし、消費者物価指数の基準改定がされた直近の平成22年のデータに基づき、平成20年以降平成23年に至る物価変動率をマイナス4.78%と算出した手法は合理的なものと認められ、原告らの指摘を踏まえても、その算出に裁量権の逸脱濫用といえるほどの不合理があったとはいえない。

イ また、その一方で、社会保障審議会に設置された生活保護基準部会が、標準世帯における最低生活費を、各世帯の年齢、人員、地域に応じて調整（展開）をする際に用いられる指數について検証し、その結果、不均衡があるとする報告をしていたこと、本来、生活扶助基準の水準は、年齢、人員、地域といった受給者の属性によって変わるべきではないことからすると、厚生労働大臣が、上記部会の報告に基づき、ゆがみ調整をする必要性があると判断したこと自体は合理的にして正当なものであったというべきである。

そして、同大臣は、増減額を、上記報告で得られた比率の2分の1に止める内容でゆがみ調整をしたが、その判断は、ゆがみ調整を慎重かつ段階的に実現しようとする合理的なものであったし、そもそも上記報告が、検証結果の即時実現を求めていたのではないことからすると、原告らの指摘を踏まえても、その手法に裁量権の逸脱濫用といえるほどの不合理があったとはいえない。

ウ 以上のように、デフレ調整とゆがみ調整は、性質及び内容を異にするものであって、それぞれの調整の手法に合理性があったといえる以上、保護基準改定に当たり、両調整が併せて行われたことが許されないとはいえない。確

かに、両調整によってそれぞれ減額されることになった世帯への影響は大きかったであろうが、もともと当該世帯に対する生活扶助が、標準世帯における最低生活費等と比べ高いと判断される状況にあったことや、厚生労働大臣が、ゆがみ調整における増減額を2分の1に止め、引き下げ幅を最大10%に止める激変緩和措置を講じたことも考慮すると、両調整が同時にされた点を捉えて裁量権の逸脱濫用があったともいえない。

なお、以上のとおり、厚生労働大臣がした保護基準改定の必要性や算定方法をめぐる判断に合理性があると認められる以上、同大臣が、基準部会等へ付議をしなかったことや、仮に、同大臣が、財政事情や、政権与党の選挙公約などを念頭に置いたような事情があったとしても、保護基準改定が違法であると認めることはできない。

3 よって、原告らの請求は、理由がないのでいずれも棄却することとする。

(以上)